

○厚生労働省告示第三百七十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第一条の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第一条に基づき厚生労働大臣が定める特殊の疾病（平成二十七年厚生労働省告示第二百九十二号）の一部を次の表のように改正し、令和三年十一月一日から適用する。

令和三年十月二十五日

厚生労働大臣 後藤 茂之
（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（略） 一〇五十一 家族性低βリポタンパク血症Ⅰ （ホモ接合体） 五十二〇百六十一（略） 百六十二 進行性家族性肝内胆汁うっ滞症 百六十三〇百五十八（略） 二百五十九 ネフロン癆 ^{ネフロン} 二百六十 脳クレアチン欠乏症候群 二百六十一〇百二十（略） 三百二十一 ホモシスチン尿症 三百二十二〇百六十六（略）	（略） 一〇五十一（略） （新設） 五十一〇百六十（略） （新設） 百六十一〇百五十六（略） （新設） 二百五十七〇百三十六（略） （新設） 三百十七〇百六十一（略）

○厚生労働省告示第三百七十九号

理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則（昭和四十一年文部省令第三号）第二条第一項第五号イ及び第三条第一項第四号イの規定に基づき、理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則第二条第一項第五号イ及び第三条第一項第四号イの規定に基づき厚生労働大臣の指定する講習会を次のように定める。

令和三年十月二十五日

厚生労働大臣 後藤 茂之

理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則第二条第一項第五号イ及び第三条第一項第四号イの規定に基づき厚生労働大臣の指定する講習会は、専任教員の職務に必要な知識及び技能を修得するための講習会であつて、一般社団法人全国リハビリテーション学校協会、公益社団法人日本理学療法士協会及び一般社団法人日本作業療法士協会が実施するものとする。

○経済産業省告示第二百十八号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四十九号）第三十五条の六第一項の規定に基づき、次の液化石油ガス販売事業者を認定したので、同法第八十八条第一項第一号の規定に基づき、告示する。

令和三年十月二十五日

経済産業大臣 萩生田光一

関東東北産業保安監督部管内

氏名又は名称	代表者の氏名	住所又は所在地	認定の種別	認定年月日
イワタニ関東株式会社	代表取締役 吉川 毅	埼玉県さいたま市中央区下落合一〇七一番地二	第二号認定液化石油ガス販売事業者	令和三年八月十六日
堀川産業株式会社	代表取締役社長 堀川 雅治	埼玉県草加市住吉一丁目十三番十号	第二号認定液化石油ガス販売事業者	令和三年八月二十四日
東京ガスエナールギール株式会社	代表取締役社長 中村 恒	東京都港区芝公園二丁目四十一	第二号認定液化石油ガス販売事業者	令和三年九月七日

中国四国産業保安監督部管内

氏名又は名称	代表者の氏名	住所又は所在地	認定の種別	認定年月日
四国岩谷産業株式会社	代表取締役社長 床本 浩二	香川県高松市東八幡町六番地一	第二号認定液化石油ガス販売事業者	令和三年八月二十七日

○国土交通省告示第千三百七十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

静岡県賀茂郡河津町見高
字萩久保 一七一番一 一号から四号まで、七号及び八号
一七一番三 五号、六号、九号及び十号

一 砂防法第二条の土地に係る河川の名称
相生中沢

三 砂防法第二条の土地に係る河川の名称
三沢川

二 砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に在する標柱一号から八号までを順次結んだ線、標柱八号と九号を平成二十三年国土交通省告示第三百五十八号で指定した同号五に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱九号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域

二 砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に在する標柱一号と二号を結んだ線から標柱三号と四号を結んだ線までの区間の三沢川の中心線から左岸二十四メートル右岸十八メートルまでの土地の区域（昭和二十三年建設省告示第二十九号で指定した三沢川に掲げる土地の区域を除く。）

静岡県浜松市天竜区山東
字大溪 一九七六番一 一号から四号まで及び九号から十三号まで

静岡県袋井市山崎
字深谷 五九一四番三二三 一号
字中屋敷 五八三八番一 二号
字船ヶ谷 五九一四番三六七 三号

二 砂防法第二条の土地に係る河川の名称
見高沢

二 砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に在する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

二 砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に在する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

静岡県浜松市天竜区水窪町
奥領家 二三八七番一 一号から三号まで
二三八七番一 四号及び五号
二八二八番三 六号